

定例教育委員会

議

案

議案第5号

坂井市社会教育委員の承認について

坂井市社会教育委員について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第6号

坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について

坂井市青少年愛護センター運営委員について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第7号

坂井市青少年育成推進員の承認について

坂井市青少年育成推進員について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 8 号

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 4 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市就学援助費支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号ア中「交通費及び見学料」を「交通費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費」に改め、同号イ中「交通費及び見学料」を「交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費」に改める。

別表第2中「51,060円」を「54,060円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市就学援助費支給要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

坂井市就学援助費支給要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第62号)新旧対照表

改正案（新）				現行（旧）			
<p>(就学援助の対象費用)</p> <p>第3条 就学援助の支給の対象となる費用(以下「就学援助費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 校外活動費</p> <p>ア 児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な<u>交通費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費</u></p> <p>イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な<u>交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>就学援助費の支給額</p>				<p>(就学援助の対象費用)</p> <p>第3条 就学援助の支給の対象となる費用(以下「就学援助費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 校外活動費</p> <p>ア 児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な<u>交通費及び見学料</u></p> <p>イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な<u>交通費及び見学料</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>就学援助費の支給額</p>			
番号	費目	支給額		番号	費目	支給額	
		小学校	中学校			小学校	中学校
1	学用品費	11,630円	22,730円	1	学用品費	11,630円	22,730円
2	通学用品費(第1学年を除く)	2,270円	2,270円	2	通学用品費(第1学年を除く)	2,270円	2,270円
3	入学準備金	<u>54,060円</u>	60,000円	3	入学準備金	<u>51,060円</u>	60,000円

4	新入学学用品費		54,060円	60,000円
5	校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,600円	2,310円
		宿泊を伴うもの	3,690円	6,210円
6	学校給食費	実費		実費
7	修学旅行費		22,690円	60,910円
8	体育実技用品費(柔道・剣道)	—		実費(上限7,650円)
9	通学費	実費の1/2		実費の1/2
10	医療費	実費		実費
11	PTA会費		3,000円	4,000円
12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	実費		実費

4	新入学学用品費		51,060円	60,000円
5	校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,600円	2,310円
		宿泊を伴うもの	3,690円	6,210円
6	学校給食費	実費		実費
7	修学旅行費		22,690円	60,910円
8	体育実技用品費(柔道・剣道)	—		実費(上限7,650円)
9	通学費	実費の1/2		実費の1/2
10	医療費	実費		実費
11	PTA会費		3,000円	4,000円
12	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	実費		実費

議案第9号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫